

平成28年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月23日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月30日 午前10時00分		
	閉 会	9月30日 午後2時04分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成28年9月30日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第41号	今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	討論・採決
3	議案第42号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第43号	平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	討論・採決
5	議案第44号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
6	議案第45号	建物の取得について	討論・採決
7	議案第46号	工事請負契約について	討論・採決
8	認定第1号	平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
9	認定第2号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
10	認定第3号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第4号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	討論・採決
12	陳情第2号	県産品の優先使用について（要請）	報告・質疑 討論・採決
13	意見書第5号	東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書	報告・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 おはようございます。平成28年度第3回定例会におきまして、先に通告しました2点について質問いたします。

質問事項1. 施政方針について。

質問要旨① 今後の農産物のブランド化や、農業の活性化に向けた具体的な取り組みについてお伺いします。

② 空き家活用の取り組みについて、すでに今帰仁村総合戦略でも掲げていますが、その具体的な今後の推進についてお伺いします。

③ 農林水産業や観光産業を推進とありますが、商工業の推進は、どのように考えておりますでしょうか。また、「経済課」を「経済観光課」にすることで、具体的にどう変わるのかお伺いいたします。

質問事項2. ふるさと納税や、企業版ふるさと納税について。

昨年の10月よりスタートしましたふるさと納税の特産品返礼制度や、企業版ふるさと納税の今後の具体的な推進や、活用について伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 2番上原祐希議員の質問にお答えいたします。

質問要旨①のご質問にお答えいたします。

本村は、県内でも有数の農作物生産を誇り、とりわけスイカ、マンゴーについてはすでに今帰仁ブランドとして県内外に広く認知されてきております。他にも沖縄県で拠点産地として認定された作目が数多くあり、今後、更なる飛躍が期待されているところであります。

農産物のブランド化につきましては、最終的に消費者にどう受け入れられるかが重要なポイントだと考えております。ブランド構築を目指すに当たり、今帰仁村産の作物が他の地域と比べてどう違うのか「差別的優位性」を見出すことも大切だと感じております。

農産物のブランドとしての一定の評価を得るには、生産者の統一した出荷基準を設けることが必要不可欠であり、今後、各生産者組合等と対話を重ねながら、生産量はもとより質の向上による今帰仁ブランドの確立を目指してまいります。

農業の活性化に向けた取り組みにつきましては、農作物における生産者協議会等の活性化を図るとともに、拠点産地イコール責任産地であることの自覚を促し、生産者との意見交換を通して、生産環境の整備、栽培技術の向上に向けた補助メニュー等の導入を検討してまいります。

質問要旨②のご質問にお答えします。

総合戦略における基本目標2として、今帰仁村の魅力を生かし、新しいひとの流れをつくる・呼び戻すことを目指し、その一項目として、村出身者のUターンや移住希望者の受け入れ環境の充実を図るため、空き家活用に向けた取り組みとして、空き家・古民家の管理運営体制づくりや定住化プログラムの検討等

の課題も掲げています。

村内の空き家の状況につきましては、区長ヒヤリングより、2013年度調査110件、2015年度11月時点調査135件と、売り出し中の物件も含めて増加傾向となっていますが、仏壇があり空き家でも賃貸物件として活用するのは難しいという意見が多く、利用するためには、家主の意向等がクリアすべき課題となっています。

空き家対策につきましては、このような状況にあります。私の選挙公約の基本施策である、子育て支援、若者定住促進を図っていくことから、村行政としての施策も含めて検討してまいります。

質問要旨③のご質問にお答えします。

商工業の推進につきまして、農林水産業並びに観光産業同様、活性化に向けた取り組みは最重要と考えます。観光産業の活性化を図ることで、「人が集まるところに商工業の活力は生まれる」の考えのもと、相乗効果をもたらす取り組みについて、村商工会・村観光協会と連携を取りながら進めてまいります。

続いて、「経済課」を「経済観光課」にすることで、具体的にどう変わるのかとのご質問について、現課名「経済課」に「観光」を組み入れることで、観光産業が幅広い分野を包含した産業であることから、より産業振興の強いインパクトが生まれ、リーディング産業である観光を明確に打ち出すことで、村内外に観光振興への姿勢を示していきたいと考えております。

質問事項2のご質問についてお答えします。

昨年10月からの返礼品の開始以降、全国の今帰仁ファンの皆様から多くのありがたいご寄附を頂いたことに感謝申し上げる次第であります。

また、返礼品の発送業務、寄附者からの特産品の問い合わせや、村内各事業所との連絡調整業務等を村商工会に委託しました。

昨年度は7,000件余のご寄附をいただき、寄附件数においては、県内1位でした。今年度は、昨年度以上に他市町村でもふるさと納税返礼制度を活用し、寄附の募集を行っている状況でございますが昨年以上の寄附をいただけるよう、関係機関と連携を密にして取り組んでまいります。

東京都や那覇市でのふるさと納税のPRイベントへの参加や、新たな返礼品（特産品）の掘り起こしで寄附の増大に努め、寄附者の思いを大切にしながら、村民にとって必要な事業に活用していきたいと考えております。

企業版ふるさと納税については、総合戦略に基づいた地域再生計画を作成し、内閣府に計画の認定を受けて初めて、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を設けることができます。返礼品ではなく、地域再生計画が企業の応援したい計画となっているかどうか、寄附を集められるポイントとなってきますので、本村の活性化と企業の戦略がマッチするような地域再生計画の作成に取り組み、制度の活用を推進してまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 では、再質問をこちらからさせていただきます。

まず質問要旨①の農産物のブランド化や農業の活性化に向けた、具体的な取り組みについてですが、ブランド化についてであります。今帰仁村の村産の作物がほかの地域と比べてどう違うのか。差別的優位

性も見出すことも大切だと感じております。今帰仁村が差別化を図りましょうということであると思うのですが、その差別化を図るにあたって、具体的にどのような方向性で今帰仁村の差別化を図っていくのか。そこを伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 2番上原祐希議員のご質問について、説明いたします。

今、ほかの産地との差別化について、どう展開していくかということだと思いますけれども、今帰仁村につきましては、もう既にスイカ、それからマンゴーについては、ブランド化が確立されつつあると考えております。スイカ、マンゴーの農家ともお話しする中で、やはり一番、他の産地と競合、競争の中で、勝っていくためにはということであるんですけれども、スイカに関しましては、せんだって選別機の導入要請もございました。その中では、やはりその選別機械を通すことで、中の空洞化や糖度等についても、計れるような選別機械を導入したいということもありましたけれども、その中でやはり安定したものをつくっていくために、産地が農家の皆さんがどうまとまっていくかということもありまして、この辺、基本的なこととして、やはり進めていかなければならない部分として、まとまりを持った形で取り組まないといけないということがあると思います。

それから差別化についてですけれども、やはりトレーサビリティの問題もあります。食に対する偽装の問題とか、一番わかりやすく言えばBSEの問題が過去にありましたけれども、その中でやはり流通経路とか、生産段階でのこの農薬の使用の問題であるとか、最終的には消費者に判断してもらうものがブランド化だと考えておりますので、その辺も含めて、他の産地よりも強化していかなければ、ブランド化には進めないと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 スイカ、マンゴー、こちらはブランド化ができつつあるという形の答弁だと思いますが、スイカは確かに「今帰仁村スイカ」というのは、県内では大変、名前も通っておりますし、選別機の導入を図って、しっかりと品質を見える化、前は糖度だったり、そういうものを消費者に渡る前にしっかりこちらで選別するという体制づくりというのは、絶対的には必要だと思いますので、それはぜひとも導入に向けて、前向きに頑張っていただけたらと思っております。

今、産地協議会、各今生産物に組合等とありますけれども、拠点産地に認定されたところの産地協議会というのが今、結構あると思います。その産地協議会の今の現状、動きはどうのようになっているのか。今ですね、答弁の中ではこのブランド化するに当たり、生産体制の見える化だと思いますけれども、今は消費者が安心、安全で手にとってもらえるためには、このように今帰仁村では生産していますよという形をちゃんと見せることで、安心、安全なものにつなげていきたいという今、考えがあるというふうに認識しましたけれども、今のこの産地協議会の今の現状、動き、農家と農産物の向上に対して、今どのように動いているのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

今帰仁村は、拠点産地認定を受けている作目が6品目ございます。これにつきましては、スイカ、マン

ゴー、小菊、輪菊、甘蔗、肉用牛のほうの6品目ということになりますけれども、まずスイカのほうから産地協議会の活動、主な活動といたしましては、スイカの日ピーアールイベントによって販売促進を図るということと、スイカ天敵スワル・スキーカブリダニの放飼経過観察を行っております。マンゴーにつきましては、マンゴーの農薬講習会、それからふるさと納税の返礼品を贈るということで、6月には目揃え会の実施も行って、統一した見解を図るという意味で、目揃え会を行っております。

主だったところでは、拠点産地の認定ではないんですけれども、パインアップルの協議会では先進地視察研修とか、栽培講習会のほうも開催されてございます。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 今の答弁で産地協議会の動きというのが、今後農業に対する農家の活性化に対する大変重要な役割であるという認識のもと、今質問させていただきましたが、現状の今の産地協議会の体制といますか。運営体制といますか。その辺がやはりまだまだ弱い部分は否めないのかと、正直思います。ピーアールイベントだったり、そういうものも大事ですし、農家の農薬講習とか、これは農家として当たり前に行っていかなければいけないことだと思いますが、さらにそういうほかとの差別化をするに当たって、やはり差別化というのは、今は農協だったり、普及所だったり推進する。栽培マニュアル的なものがあります。それは全国、ある意味統一されている栽培技術なわけです。独自性を持つというのは、さらにそれにプラスアルファ今帰仁村としてこうやっていきますよというものが、見えてこない、独自性というのは見出せないのかと思っております。その辺、どのように考えているのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問にお答えいたします。

このブランド化についてですけれども、私の考えでは、ブランドというのは、生産者がいいと思っても、これが必ずしも売れない場合もあるわけです。結論からいえば、生産者が一生懸命つくって、売れるもの、いわゆる消費者が手に取って、食べてみて、それが売れるものがブランドだと私は理解しております。そのことによって、その今帰仁村の商品の価値の高さがピーアールできるし、あるいはまた売れることによって、生産量、生産額もふえれば再生産にも結びつくし、そういうことがブランドだと思います。今まではややもすると、ブランド、ブランドというけれども、なかなかそれが継続しない。ブランドづくりには、結構やはり時間と苦労もかかって、ブランド化して今帰仁村のスイカ、マンゴー、ブランド化されつつありますけれども、やはりもっと今帰仁村のものをこう差別化していくためには、先ほど質問にもありましたように、この産地協議会、認定を受けたわけですが、この認定を受けた基準とか、そういうのがあるわけですから、それをもう一度原点に戻って、この産地協議会の活性化を図って、今まで以上に、今帰仁産のスイカを含めて、マンゴー含めて、ほかの産地と比べて差別化できるように、関係農家とも連携をしながらやっていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 村長が言うように、消費者が手に取り、やはり売れるもの。それがブランド化だと。ブランドの持つ意味だと。それはもちろん認識しております。マンゴーであれば「太陽のたまご」であったり、それがブランド化されたのは、糖度基準であったり、栽培管理をしっかりと消費者が見えるよ

うにして、安心、安全で高品質なものだというものが保障されているからこそ、ブランド化されて、高価で買い取りされる。それは理解できているんですけども、それをだから見える化するための動きというのを、今後どういうふうに考えているのかという部分なんです。確かに選別機の導入というのは、ひとつの手だと思しますので、ぜひやってほしい部分でもあります。プラスアルファの今、先ほど質問しましたけれども、栽培技術ですよね。技術の向上に向けた取り組みを村として、どのように考えているかというところが、今ひとつまだ見えてはこないんですけども、この辺の確立というのは、これから村長の施政方針でもありますけれども、産地協議会の活性化を図りながら、今帰仁村の農業をしっかりと強いものにしていくという意図はわかるんですけども、これをだから具体的にある程度、栽培技術だったり、そういうものを今帰仁村の独自性をどう出すかという具体性ですね。その辺の考えをお持ちなのかどうかをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、栽培技術とか、そういう今後の取り組みについては、経済課長から答弁すると思えますけれども、スイカの件ですが、今県内でのスイカの90%以上今帰仁村が生産量を占めているわけですけども、この農協JAが20数年前に選別機を導入して、かなりその機械そのものが、耐用年数が来て、今新しく入れ替えする検討を進めているわけですけども、この間スイカ部会の中でも話出ましたけれども、これ補助事業で導入するためには、どうしても農協だけでは。なかなか事業認可もらいにくいのではないかと。農協に出荷するものだけ、そこで選別機通すということは、それで今村内にスイカの生産団体も出荷団体、4カ所ぐらいあるわけです。ですからこの導入するに当たって、現在、スイカの出荷団体のある皆さんとも話し合いをする場を持って、統一した今帰仁スイカのマークですね。例えば糖度何度以上、それから形状、形とか。そういうものについて、できないのかどうか。あるいは農家の意見を聞いて、努力をして可能であれば、農協の選別機を通して、そして出荷は必ずしもJAを通じてでなくても、既にそれぞれの団体が自前でジャスコであるとか、サンエーであるとか、市場開拓していますので、それを全部農協に出しなさいというのは、ちょっと非常に現実的に不可能だと思いますので、その機械を通すことによって、統一した基準をつくって、それを今帰仁村の統一のスイカのシールを張って、できないのかどうかということで、今農協とのスイカ部会の懇談会の中でも出ましたけれども。あとは手数料の問題、1個当たりの選別の費用、そういう問題とか、いろいろと今後ありますので、JAを中心にして、村長としても今4カ所ぐらいあると理解しております。出荷団体ですね。そこら辺、JAが導入する選別機を導入して、出荷は今までどおり可能であるのかどうか。この事業を導入する場合に。そういうことを含めて、可能であれば私はぜひ、この選別機を同じ選別機を通して、そこに基準に合格したものを、今帰仁村のスイカとして、出荷することが可能であれば、これは今帰仁ブランド、今はブランドについて、少しは以前より少し落ちているんじゃないかという、いろんな消費者の声も少し聞かれますので、そういうことは、村長としても取り組んでいきたいと考えておりますが、あと栽培技術の件については、担当課長から説明していただきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前10時25分)

我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

農家の栽培技術の向上等につきましては、まずは基本として土壌づくりから始めていって、それを専門の方を活用して、農家の皆さんに普及させていきたいと。その中でやはり元気な土壌をつくることで、いい作物、それから糖度の関係も含めていい作物はできると思いますので、その辺の研修会も含めて、県の振興センターのほうとも調整をしながら、研修会等を開催できればと考えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 土壌づくりですね。ぜひやはり一番、土が大事な部分だと思いますので、ぜひそちらを力を入れていただけたらと思います。

先ほど村長からブランド化はしても、すぐ衰退したり、そういうものが見られたりとかする。今帰仁村のスイカもそう言わざるを得ない状況に、一回陥っているのかなとは考えておりますけれども、そうならないために、やはり一番、根本的には土壌づくりですね。しっかりとしたいいい土をつくって、しっかりと安心・安全なものをつくっていく。そういう取り組みをしている先進地として、宮崎県の綾町というところがありまして、そちらは自然生態系農業の推進に関する条例という形で、有機栽培を推進しますということを条例化して、そのまちとして取り組んでいる自治体があります。それも宮崎県なので、「太陽のたまご」であったり、「綾牛」というブランド牛もいたり、すごく農業で活性化している地域ではあるんですが、ここの有機野菜というのは、ものすごく有名で全国から注目されているような、大変な先進地であります。その条例化しているのが、昭和63年からその条例を制定して、しっかりと今ある例えば、化学肥料であったり、農薬に頼る生産というのが、当たり前農業として今推進されていますけれども、そうじゃない、食の安全であったり、本当に自然生態系ですね。形態を考えた、自然にもやさしい。本当に土を強くして、今まであったこの農畜産物の堆肥であったり、あと家庭から出る資源であったり、人家から出てくるし尿処理とか、そういったものを全部肥料化しているんです。そういうのを自治体で運営をして、肥料化して、そのできた肥料や堆肥をもとに、それを農家に分配して、その堆肥とかをうまく活用することによって、また農産物にも反映させるという。本当に自然から出る、自然体系の循環型農業ですね、いわゆる。これ結構、今注目されていますけれども、その先進地であります。そういう取り組み、本当に個々のブランド化されているものというのは、やはり本物だと思うんです。やはり本当にいいものだから、やはりそれなりにちゃんと結果も出しているし、今は消費者からも高い値段でも買って、手にとってもらえるということでもあります。

綾町では、今帰仁村でも農家の数は減少しつつありますけれども、大体2000年から2010年、10年で約200近い150ぐらい、農家は減っています。だけど綾町というのは、逆に農家数がふえているんですよ。今のこの日本の中で農家数がふえるということ自体が、ほぼ本当に奇跡的な地域だと思いますけれども、そういうことをやっている。農業というのを基幹産業として、今後推進していくのであれば、ぜひそういう先進地を見習うといえますか。視察なり何々するなり、そこに至った体系づくりとか、そういうものを学んで、今帰仁村に落とし込んでいく必要性はあるのかと思っております。今帰仁村の畜産とか、いろいろなものが大変活発でありますし、もう地盤はあると思うんです。それをつないで、実際に農産物として、

しっかりと落とし込んでいいものを、本当にいいものをどうつくっていくかということの、この体系づくり。それは非常に重要な部分だと思いますけれども、それに当たって、向こうでは簡単ではないので、有機農業推進協議会というのを立ち上げて、町や議会や農協普及センター、農業委員会とか、いろんな各農業に携わるような方々を中心として取りまとめて、その方々が農業の指導だったり、事業計画だったり、そういうものを取り決めていったという流れがあるんですけども、そういうふうな取り組みに対して、今後農業に対して、しっかりと取り組むのであれば、私は必要だと考えておりますけれども、村長の見解を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 お答えいたします。

今、議員から宮崎県綾町での土壌づくり、そして有機農業の事例が質問されましたけれども、それはすばらしい事例だと思います。今帰仁村でもこれまでいろんな形で、土壌づくり、あるいは有機農業についての議論もされてきたものだと私は理解しております。それがなぜなかなか農家を含めて、JA含めて、行政含めて進まないのかと。というやはり有機農業というのは、非常に消費者にとっては、安全、安心、値段も高くても買ってもらおうということが今、村内でもやっている方もいらっしゃいます。それがやはり生産性とか、その有機農業をもっともっと力を入れれば、この農家の皆さんが今いろいろと農家も独自に私は土づくり、堆肥も入れてやっていると思います。生産性の問題とか、それからそれで農業が本当に生産性が上がって、この農業経営やっていけるかという面もいろいろと農家の皆さんの考え方もあるんじゃないかと思えます。理想はやはり綾町がやっているようなことだと思いますけれども、そこら辺については、これまでもやってきたと思えますけれども、今帰仁村でなかなかそれがなぜじゃあ村全体として、あるいは農家に広がっていかないかということを含めて、JAとも今後、検証もしながら、情報交換もしながら、今まで何が足りなかったのか。あるいはまた農家の生産団体もいろいろありますので、そこら辺でもう一度、掘り下げて、そういう情報交換もしながら、やはり高品質の農産物を生産して、消費者に安全、安心して買ってもらって、その方が農家の経営の安定につながるような取り組みを、今後JAとも、あるいはまた村内の各農家の皆さんとも、情報交換しながら、そういう取り組めるような方法を検討していきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 確かに農家のおのおので、いろいろと独自性を持って、堆肥づくりとか取り組んでいる方もいらっしゃると思います。それを生産性とか、確かに有機栽培というのは難しいです。簡単に結果は出ないものだと思いますけれども、だからこそ個人やおのおので頑張っている人たちだけに任せるのではなく、それを自治体として、村長がおっしゃるように、JAやいろんな各団体等と連携をしながら、しっかりと掘り起こして、よりよい今帰仁村の農業につなげていただけたらと思っております。

続きまして、2番の空き家活用について、伺います。これ総合戦略で取りまとめている部分であります。企業版ふるさと納税とか、いろいろな話の中で、まずはやはり認定だと。認定が必要なんですけれども、今認定に向けた取り組みというのは、今現状はどのようになっているのか伺います。具体的に動いているのか。認定書、既に具体的に動きは始めているのかどうかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質問について、説明いたします。

今、平成27年度には総合戦略を、おっしゃっているように策定しまして、認定に向かって動いているかという質問だと思いますけれども、現時点では今はこういうことで、具体的にこう申請してという段階にはまだ至っていない状況です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 まだ認定に向けた取り組みがなされていないということで、確かにまだ沖縄ではまだ7件ほどしか認定事業を受けている事業所がないので、大変まだまだ沖縄自体も遅れている部分なので、これからだとは思いますが、きのうの一般質問の中で、そういった部分の専門委員を配置をして、より各種事業の展開を活性化していきたいということでありましたけれども、その来年度から早ければ実施したいという認識であります。その専門員、大変重要なポジションだと思います。本当に優秀な人材が来てくれることが、やはり本当の活性化につながると思うんですが、そういう優秀な人材を活用するに当たって、どういった採用基準で既に考えているのか。やはり今までの嘱託職員と同等の対象でいくのか。やはりいい人材を引っ張るためのさらなる採用基準みたいのを設けるのか。そこを伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 まず空き家の質問ですけれども、先ほど答弁しましたように、村内には区長会の皆さんの協力で調査してもらって、たくさん空き家はありますけれども、なかなか仏壇の問題とか、あるいはまた知らない方といいますか。あまり付き合いのない方から貸してくれと言われても、なかなかこう安心して貸せないということがあります。私も村内回ってみますと結構、家主の同意があれば、住めるというお家も結構、空き家があります。現にまた一般質問の中でも言いましたように、具体的に今泊の区長に管理がちょっと難しいので、区で紹介してくれないかという話もあったということも直接、区長から聞きました。

そういうことで今この総合戦略の中でも空き家の件については、定住促進との関係でかなりうたわれていますけれども、まだ役場で窓口がないんですよ。どの課のどの職が担当するという。ですから私は次年度に向けて、その職員の配置のいろいろとまた定数の問題ありますけれども、これも含めて次年度にこの空き家を活用していくための、担当の窓口を設置をして、そこが貸す側と借りる側の橋渡し役になって、取り組みを始めていきたいと思えます。やはり当面は行政がスタートをしてやっていく考えですけれども、そうしないと貸す側が特に移住者と申しますか、村外からの方々に対してはつきあひもないわけですから、どういう人かもわかりませんので、なかなか安心して貸せませんので、役場の窓口を明確化していきたいと。

それから専門員のことですが、この間も答弁しましたけれども、この企業版ふるさと納税は、取り組みをしていくためには、やはりそれなりの企画力、それからまた即戦力のある人材を活用しないと、今の各課の職務の体制の中では、なかなか取り組みが難しいので、このこういう即戦力のある経験のある、そういう人材を4月から嘱託で採用していきたいと思えますが、これについては今の一般職員の採用の基準で

なくて、私は囑託としてこの採用していきたいと思います。これについては、新聞あるいは広報などで募集をするかということですが、まだそこまでは検討していませんけれども、そういう関係機関である北部広域圏事務組合ですね。今、一括交付金とか北部振興策を担当している北部広域圏事務組合のほうにも、そういう話をして、そういうところからまた推薦できるような人も含めて、4月から採用をしてこの取り組みを強化し、この作成を早目にして、それを企業に買ってもらわないと、内閣府の認定を受けて初めて寄附がスタートできるわけですから、先ほどありましたように、現に私の資料では、全国的には百何十件というところが、既に認可を受けてスタートをしている自治体もありますので、せっかくこういう企業版ふるさと納税ができていますので、それを村としてもスピード感を持って、取り組むために、そういう専門職の職員を早目に4月から囑託として採用して、この事業を進めていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 専門囑託員ですね。これは本当に今後の今帰仁村活性化にとって、大変つながる人をぜひ採用していただけたら、より推進が早まると。今帰仁村の活性化に対して、推進が早まると思いますので、ぜひそういう専門員を来年度から、いい人材を採用するためには、それなりの準備もしないといけないと思いますので、その辺も含めてしっかりとやっていただけたらと思います。

空き家ですね。古民家の管理体制とか、その辺の明確な今後やっていく方向性というのを、今持ち合わせているのかどうかですね。それだけちょっと確認します。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質問について、説明します。

先ほど村長のほうから答弁がありましたように、別に今そのほうの体制も課題になっていて、そういう意味から現状では窓口もない状況の中で、常設したものがないので、話があったときは、行政としては、地域に詳しい区長を通して、しっかりと地域がわかる方から見てもらって、「どんな感じかな」という形で、紹介しているのが現状で、そういう現状ということであります。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 今の確かに役場の体制では難しいかと思っておりますので、管理体制ですね。役場がやらなくても例えば委託事業であったり、何だったり、いろんな手はあると思っておりますので、しっかりとまた具体的に今後、詰めていく段階ではやっていただけたらと思います。本当に空き家の今の現状、大変ふえています。今泊も結構、自分は今泊なのでよくわかるんですけども、今泊も大分ふえていて、今景観事業とかで大変今泊、力を入れているんですけども、どうしてもやはり空き家があることで、景観を損ねる。やはり瓦が落ちていたりとか、そういう家も出てきているわけです。やはりその実際、調べは出ているので、そこを具体的に運用していく中で、仏壇だったり、いろんな問題があると思っております。なので普通に賃貸としてだけでなく、今観光協会、大人の民泊であったりいろいろと頑張っておりますので、そういう活用であれば短期的なので、十分可能なのかと思っておりますが、その辺の見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 民泊への活用などの提言ですが、いい提言だと思いますけれども、これもやはり貸す側がきちんとその責任を持って、安心して貸すという体制がないと、進まないと思っております。

で、そのために先ほど申し上げましたように、早目にこの空き家の今後の定住促進、人口も今帰仁村総合戦略の中でも将来人口1万人、目標に掲げていますので、そういう意味でも早目に、当面はやはり役場の中で窓口を設定して、担当を置いてしないと、なかなかほかに今すぐそういう仕事をお願いするところ、ちょっと村内では難しいと思いますので、当面は村でスタートして、それが軌道に乗った段階で、継続して村がやるのか。あるいはまたほかの民間団体等、活用してやるのかということは今後検討していきたいと思いますが、また民泊、例えば家主が民泊等に貸してもいいよということで、了解がとれた場合に、どうしてもやはりちょっと民泊するには、一定の条件がありますので、そこをきちんとしないと民泊を利用する方が、果たして利用してもらえるかというのがありますので、村としては、そういう家主が「民泊などに貸してもいい」というふうなことで、条件を整えば、例えば水洗トイレがないとか、あるいはちょっと改修しないと貸せないとか。そういうことについては、これから古民家再生の事業などがないかメニューを探して、今すぐ活用できるメニューがなくても、村として一定の改造の補助金といますか。金額についてはまだこの場では決定していませんので、言えませんが、そういう助成を含めて、その有効な空き家の活用も検討していきたいと。

そうすることによって、例えば仮の話ですけれども、村が30万円ぐらい補助することができれば、そこはまた家主も民泊に貸せば、収入が入ってくるわけですから、そういう意味でまた家主にも応分負担してもらって、そういうことについても、今後検討をして、早目にそういう制度が導入できるように努力していきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 古民家ですね。再生とかも含めて、村としても前向きに検討していくと、助成も含めてですね。というふうに認識いたしました。本当に空き家はある意味、今帰仁村の財産でありますので、それをやはりそのまま放置しておくのは、今帰仁村の景観も含め経済活動も含めてマイナスだと思いますので、ぜひですね。民泊等、法律とかいろいろな問題もありますけれども、その辺観光協会なども含めて、管理体制も早期に進めていくものなのかと思っております。やはり行政が取り組むことで、個人同志ではなかなか難しくても、行政だと貸してくれる。やはり空き家の家主の方もいると思いますので、そこはぜひとも積極的に推進していただけたらと思っております。

また空き家活用の中では、民泊も申し上げましたが、サテライトオフィスですね。総合戦略の中でもサテライトオフィスは触れていますけれども、これは徳島がすごく進んでいる地域であります。このサテライトオフィスですね。本当に東日本大震災の影響もありまして、東京都のそういう事業所が、地方分散しようということで大変、力を入れて、空き家を活用して、そこにIT企業であったり、デザイン会社であったり、要はその本社にいらなくてもできる仕事、要は今ではIT環境が整っていれば、どこにいても仕事ができるわけです。そういう部分で、この空き家を活用したサテライトオフィスというのが、大変注目されています。その中で今帰仁村のこの環境というのは、大変自慢できるものであると思いますし、自然環境だったり、そういったものも、その辺をどんどんピーアールして、打ち出していけば、絶対的に興味を持ってくれる企業はいると思いますので、その辺もぜひ力を入れて進めていってもらえたらと思います。時間もないので、次に進みます。

質問要旨③の商工業の推進とかでありますけれども、村長がおっしゃるように、やはり農業と観光業、それをつなげるのが商工業だと思っております。農業と商工業がいろいろと連携する中で、農産物を加工して、おみやげ品にして、それをまた販売していく形までとっていくのが、商工業の役割でありますので、今後商工会や村観光協会とこれから連携をとりながら、具体的に進めていきますよということなので、こちらは理解しました。

「経済課」を「経済観光課」にする際に、どのようにしていくかということでもありますけれども、きのうも一般質問の中で、ある程度触れておりましたので、大体理解できました。やはりこの業務を見直ししながら、経済課の抱える業務は本当に多岐にわたって、正直先ほども農業の関係で言いましたけれども、正直厳しいのは厳しいんだと思います。農家に直接出向いてですね。ただそれをやはりしっかりやっていると、やはりいけない。そうしないことには、やはり今帰仁村の活性化にもつながっていかないと考えますので、その辺の業務の見直しとかも含めて、しっかりと変えるからこそ、しっかりと成果を出せるような課になることを望んでおります。

その中で今、ひとつ気になるのが城跡の問題であるんですけれども、今帰仁城跡ですね。観光客を誘客して、今帰仁村の自主財源につなげようということで、一生懸命頑張っておりますけれども、それを今結構、誘導を文化財系にもやったりとかしている部分もあるかと思うんです。観光客の誘致に対するちょっとした動きも、業務的に文化財系の絡んでいる部分も多少あるのかなとは思っているんですけれども。細かくはわかりませんが、その辺で、文化財系というのは、あくまでも世界遺産である今帰仁村城跡を保護する立場にありまして、大変矛盾している部分なので、その辺をしっかりと向き合う課としても、観光課、経済観光課というのも大事だと思うんですけれども、その辺を村としてどのように考えているか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番上原議員のご質問にお答えします。

今上原議員がおっしゃったように、教育委員会の文化財係としましては、文化財の保護についての業務というのが中心だと思います。その文化財を活用するという部分も非常に大事な部分ではございますが、今教育委員会の文化財係としましては、保護をしながらそれをより後世に残していくという役目もございまして、そういう方面に力を入れていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

前経済課長でありますので、ちょっと内容は城跡の入客数をふやすために、月に一度、社会教育課のほうの城跡交流センターの指定管理されている方と、それから社会教育課の中の文化財の担当の中で指定管理業務、城跡の管理業務されている担当と経済課と、月に一度誘客数をどうするかという話がありますので、その観光の振興を含めた誘客数の件につきましては、指定管理の業務の範囲内だと思いますので、その指定管理の事業の執行状況を協議、管理しながら進めていくべきではないかというふうに理解はしております。

ます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 そちらは理解しました。もう時間もないので、次に進みます。

質問事項2. ふるさと納税の件について、移りますが、今のふるさと納税、自分が議員になってから当初からずっと、特産品返礼制度を訴えてきて、昨年10月から取り組んで約1億7,000いくらかですね。寄附が集まって、今現在約2億円ほどいつているのかと理解しているんですけども、その中で、発送して受け取った人たちからのクレームだったりとか、いろんな課題はもう既に出ていると思うんです。もしかしたらありがたい言葉もいただいていると思います。その中で農産物、特にすごいマンゴーとかスイカとか出ていますので、それをしっかりと今帰仁村として、課題として受け取って、今後どのように推進していくかというのは、大事な部分だと思いますが、それを質問をしていると、時間がないので、しっかりとその推進は頑張っていたらと思っております。

去年、全国ふるさと納税先進地会議というのに、東京のほうに自分たちちょっと出向きまして、本当に平戸市や、本当に何十億円という寄附金を集めているような事業所が集まって、いろいろと会議をしたんです。今ふるさと納税制度自体が今後どれだけ続くのか、わからないよねと。今全国で大体1,500億円ほど寄附として動いております。でもこれ寄附額の日本の持っている力の6%ほどしかまだ動いていないんですよ。なのでこれからまだまだ伸びるであろうというのは見込まれます。その中で今、データの的に8割ほどが東京から出ていて1,500億円ですよ。本当に大都市からほぼ出ているんですけども、これは国としてねらい通りだと。東京一極集中だと。それを人口やお金やそういうものが集まっているから、それを地方に分配しようということで生まれた制度ですので、それはうまくいつているなど思うんですけども、当たり前の話、東京都からしたらおもしろくないと。今後、国に対してもう既にクレームも出ているという話も聞いておりますけれども、そのふるさと納税を今後しっかりとまた活用し続けるためにも、今重要なのが、やはり使い方じゃないかと。集めることが目的ではないんです。その集めたありがたいご寄附をどう今帰仁村で活用をして、今帰仁村の活性化につなげていくかという部分がすごい大事な部分だと思うんですけども、今教育など大変頑張って使っているとは思いますが、活性化のためには産業創出に対する寄附の使い方というの、大変重要だと思っております。今、水産業もカキの養殖であったりとか、そういうものも始めますよという話も伺いました。実際に今ちょっと試験的に始めていますけれども、ウニの養殖だったりも始めたいと。そういうものに対する活用であったりとか、そういったものをその財源を生かして、さらに今帰仁村で活性化につなげていくための動きというのが必要だと思いますが、その辺今後、どのような活用を考えているのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問にお答えいたします。

やはり今後、7,000件そして金額にして、沖縄県内では名護市に次いで2番目というふうに、こうすごい県内でも返礼は進んでいるわけですけども、月に今9月だけでも15日で110件ぐらい来ていました。その間見てみますと、1万円から50万円とかあるわけですけども、今後もっともっと今帰仁村のよさをピーアールしていくためには、返礼品の充実も大事ですけども、私はやはり金額のいかんにかかわらず、

返礼した人たちにこのふるさと納税したこの寄附がどのように使われていたかということ、やはり金額の多少にかかわらず発信していきたいと。そしてそのことによってはまた、今帰仁村のことをもっともっと理解してもらって、またリピーターになってやっていくと。

やはり返礼品もらって「ありがとうございます」というのは、結構多いんですが、今帰仁村の自然がよくて、景観も残してくださいとか。あるいは村にお任せしますとか、いろんな理由できているんですが、そういうのがどういう形で、今帰仁村で活用されたのかということ、この納税者に知らせることによって、またもっと広がっていくと思います。

そしてまた、金額によって決めるのはどうかとも思いますけれども、納税された方に、年に一回ぐらい今帰仁村に来て、こうして皆さんが寄附したお金がこういうふうには有効に使われていますよと。そういうこともこれから検討をして、商工会、観光協会とも連携をして、この納税者の今帰仁村のファンをふやしていきたいと。そういう事業の取り組みについては、また連携してやっていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

次に與儀常次議員の発言を許します。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成28年第3回今帰仁村議会定例会に当たり、先に通告いたしました4点について、質問いたします。

質問事項1. 今帰仁村コミュニティセンターにエレベーターの設置について、質問要旨(1)村コミュニティセンターの2階へのエレベーターの設置は必要と思いますが、村長の見解をお伺いします。

質問事項2. 平成27年度大学生アンバサダーを活用した今帰仁村観光事業移住促進事業について、お伺いします。質問要旨(1)この事業は、今後どのように進めていく予定なのかお伺いします。

質問事項3. 今帰仁村子どもの貧困について。質問要旨(1)今帰仁村子どもの貧困調査について伺います。

質問事項4. 今帰仁村の生活保護と奨学金について。質問要旨(1)今帰仁村でも奨学金を収入と認定し、生活保護の返還要求をやっているのかお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 1番與儀常次議員の質問にお答えいたします。

質問事項1. (1)について、お答えいたします。

コミセンのエレベーターの設置については、平成25年12月、平成26年9月、平成27年3月の定例会、そして本議会と一般質問で取り上げていただき、議論を重ねてきております。確かに議員が指摘をされるとおり、コミセンの2階ホールの利用については、高齢者や障害者にとっては若干使いづらい施設構造になっております。

これまで、公共施設のバリアフリー化と既存施設の機能向上を図るため、活用できる補助事業等が導入できないか調査を行い、平成27年12月から平成28年1月にかけて、事業費の概算見積書を取り、事業化に向けて関係機関協議を行いました。多額の事業費(約6,200万円)を要するため、事業実施には至っておりません。

コミセンは災害時の避難所として位置づけられており、防災の視点から施設全体の機能向上を図る必要があります。今後は、今帰仁村公共施設等維持管理計画作成のなかで、施設の機能向上について検討し、コミセンの施設機能の向上を図っていきたいと考えております。

質問事項2のご質問にお答えします。

本事業において大学生アンバサダーにより、提案された提言書をもとに、村観光協会が立ち上げた「今帰仁村観光開発・移住促進協議会」で、事業化するメニューやアイデアを検討し、事業として取り組んでいけるメニューの選択、補助事業等の採択に向けて取り組んでいきたいと考えております。

去る8月30日には、第3回の協議会が開催されましたが、「6次産業開発」「観光開発ハード部門」「観光開発ソフト部門」「観光土産物開発」と提言の数が多いことから、的を絞った協議ができていない感がありました。今後の協議会の持ち方といたしましては、ひとつひとつの提言メニューについて事務局で素案を作成した上で、個々に検討し、有効な事業として今後取り組んでいけるか等、確認していくことで協議されております。

ソフト事業においては、事業費が少額なもの、民間事業者においても比較的容易に導入可能なメニューもあることから、先行して取り組んでいくことで確認されております。このように内容に応じて、先行できるものについては実施に向けて取り組んでいくとともに、並行した形で各種提案に対する協議会での検討を重ね、取捨選択しながら進めていく考えであります。

質問事項3.のご質問にお答えいたします。

効果的な貧困対策を進めていくうえで、本村における子どもの貧困や親の状況を把握することは必要と考えます。沖縄県や他市町村でもアンケートを実施しておりますが、国や県の補助事業を活用して、本村でも貧困調査をアンケート形式で行う予定です。

質問事項4.のご質問にお答えいたします。

生活保護については、村は申請を受けた場合、関係書類・調査書等を添えて北部福祉事務所に進達する役割を担っています。保護の内容などについては、北部福祉事務所で決定を行っております。

北部福祉事務所に確認しましたところ、今帰仁村を初め管内においても、奨学金を収入と認定して返還要求に至ったケースはないと聞いております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 再度、順序よく一問一答式で質問いたしますので、よろしく申し上げます。

村長の答弁では、過去に3回私質問いたしました。この前の敬老会も村長も一緒に参加したんですけれども、あのときは雨で、バリアフリーのところからも支援するメンバーは、傘ではなくして、ビニールをかぶせてあるんです。あのときにも言われました。老人会のメンバーですね。ぜひ新しい村長も就任しましたので、すぐ質問してもらいたいということで、すぐ質問をしております。

みんなが言うには、社協にもあるんだけど、向こうよりはこっちが必要だということなんです。いろいろ事業で社協云々あるのはわかりますけれども、一番危険なのは、登るときよりは降りるときなんです。我々もそう感じます。降りるときは、ちょっとつまずいたら救急車問題で、村には賠償責任云々も出てくる可能性はないとも言えないと思っていますので、まだ事故が起こらないからいいようなものの、特に外

階段は、内階段よりは厳しいです、手すり云々ですね。外階段は広くて、真ん中から歩く老人もおるんですよ。手すりが間に合わなくて、真ん中のときは、たまには転びそうな人もいます。これ現状なんです。特に敬老会云々のときは、もう90歳の高齢者も参加をしていますので、これは私は早急にやるべき事業だと思っています。事業云々もありましたけれども、一括交付金は前に謝花喜一郎さんが担当のときに、私は県まで行ってユンタクしてきました。

観光のまた説明が通れば、提供すると。また都市地区は人口割で予算も多いんだけど、消費できなくて、余っている。ぜひ地方でいろいろと執行に頑張ってもらってやったら、予算はおりるということも聞いていますので、いろいろと引き出しメニューはいっぱいあると聞いていますので、我々がこの理由書をどう内閣府に認めてもらうかどうかだと思っていますので、いろんなメニューもあると思いますので、今帰仁村は25%以上が老人なんです。ワッターも老人の仲間になりました。敬老会ではないんですけども、一番必要なのは、イベントですね。農協の総会もこっちです。今帰仁村の人が集まる会合はみんなコミセンなんです。これみんな階段なんです。エレベーター、その分は私はできるとしています。今帰仁憲章の後ろにスペースはあります。観光協会から回ってきて、車も入ることはできますので、雨にぬれないで、エレベーター上に上げて、上にもスペースありますので、外のエレベーター設置には十分場所もあると思っていますので、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問にお答えいたします。

先ほど、答弁いたしましたように、これまで3回興儀議員から質問されています。そしてこの必要性については、村長も重々感じておりますけれども、先ほど答弁しましたように、このいろんなこの補助事業のメニューがないかいろいろと検討しているんですが、今それに該当する事業がなかなか探せないということで、予算も概算見積もりさせましたら、6,000万円ぐらいの見積もりが出ているわけです。これは事業が導入できないと、今村の一般財源の状況からしては、非常に厳しいということでもあります。

先ほど答弁しましたように、ここは災害時の避難所としても位置づけられておりますので、防災の視点、それから利用する特に高齢者、障害者の方々の安全の面からも必要だとは考えておりますけれども、そういう防災の施設としての避難所、そしてここを利用する方々の安全を図るという意味で、どういう事業、この一括交付金とか、そういう事業でもこういうのが可能であるのかどうか。検討をして、事業可能であれば、エレベーターの設置については、前向きに考えていきたいと思いますが、そこをまだどの事業に乗せられるかまだはっきりしていませんので、これから内部で検討をして、事業のメニューが可能かどうかというのを早目に検討していきたいと思います。

それではその間、もう現に利用されているわけで、あしたもJA年金友の会の総会が予定されております。そして年金友の会ですから、65歳以上の方ということでもありますので、この施設は村の管理責任でありますから、ここをいろいろと利用をして、催し物する団体については、改めて村のほうからそういう大会とか、特に高齢者が利用する場合については、主催する側で上り下りの安全対策を協力をお願いしたいということで、ここを利用する主催する団体に対しては、協力も要請をしていきたいと思います。

ひとつの例ですが、去る9月7日に村の敬老会が行われました75歳以上でしたか。その日は先ほど、興

儀議員が質問をしたとおり、お昼ごろまで風も強くて、大雨でした。これはこういうエレベーターもない中で、本当にきょうできるのかと思って、もう12時過ぎに会議を開いて、予定通り敬老会を実施するのか、あるいは中止するのかという協議をしようというところになって、急に晴れて、これは1時ごろでしたけれども、もう大丈夫ということで、また確認してやりましたけれども、そのときは、福祉保健課長に非常に頑張ってもらって、いつもより職員も動員をして、駐車場係、そして階段に上り下りするところにも、私もこう見たんですけれども、7、8人ぐらいこれまでにないような職員を動員して、安全対策には気をつけて対応していました。幸い終わって、だれ一人こう事故がなくてほっとしたんですが、必要性は重々感じていますけれども、多額な予算がかかるということでもありますので、先ほど申しあげましたように、事業のメニューが可能かどうかを含めて、改めて検討をして、その結果に基づいてまた今後対応をしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ふるさと納税からも、村長が任期中にちょっとずつ回せば、4カ年間ではできると思っていますので、できたらその人たちを案内してまたコミセンで見せたらいいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に移っていきたいと思います。2番目のアンバサダーを活用した事業ですね。私は東京農大、跡見学園女子大のメンバーが東京の目線、若者の目線でやんばる今帰仁村を見て、出した提言だと思っています。それにはいろいろとすぐできるものから、また中期、長期にわたるものがございました。いろいろとゆるキャラもオトルンとかあって、これはすぐできると思っています。また、同僚議員からも前にも質疑があったんですけれども、あっちこっちの村でそういうのは出ていますので、これも検討すべき事項だと思っています。これは多くの資金がかかるものではないと思っています。

それとすぐできるのは、我々今帰仁村農家がつくった農産物を加工して、いろいろと商品ができると思っています。私たち今帰仁村は離島よりは、これにはまだ欠けていると思っています。商工会ももう少し頑張ってもらいたい。農協、婦人部もですね。伊江村とか離島フェアは、沖縄県離島フェア見ると、離島の取り組みは大変です。加工品ですね。本島は離島の半分も頑張っていないという感じを受けます。ぜひですね、一番この辺では伊江村がたけております。加工ですね、農産物云々ですね。ぜひさっき、村長の答弁では協議会云々立ち上げてということがありますので、ぜひ協議会の中には、今帰仁村、農協、また農家とか、商工会、また業者も含めて、みんなの知恵が結集すればいい品物ができると思っています。今別々で、ばらばらで行動していますので、ブランドも出ました。今帰仁村ブランドをつくるには、我々みんながともにテーブルを一つにしない限り、ばらばらではできないと思います。チームワークをつくるのが協議会だと思っていますので、ぜひですね、農家も入れながら、みんなの意見も聞きながら加工、販売するようにできると思っています。直売所もいろいろとありますので、今帰仁村内ではありますので、ぜひそういう形で提言されたことを検討して、精査して、選り分けして、今すぐ取り組みできるものと、今できることからやって。いろいろありました、ローブウエイも、これは今帰仁村がはできません。業者、本土の業者ありますので、どう見せるかという形で、長期的にだと思っています。

ぜひですね、アンバサダー云々の事業、「ただやって終わりました」では意味ないと思っていますので、

ぜひ提言を重々に受け止めて、我々が見えない部分を見た若者がいますので、できないのはゆっくりでいいです。今できるのから、進めていくようにぜひ協議会で検討をして進めてまいりたいと思いますので、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 1番與儀常次議員の質問について、ご説明いたします。

昨年、平成27年11月から年を超えて3月までの間ということで、大学生アンバサダーを活用した今帰仁村観光開発移住促進事業が行われました。その中で、議員おっしゃられましたとおり、首都圏に住む20代の大学生の女子大生のアンバサダーを、今帰仁村にお呼びいたしまして、約1カ月間、長期滞在してもらって、単なる文化交流ではなくて、購買力の高い女性の視点でということで提言をいただいております。このアンバサダー事業につきましては、この提言書以外にも、今帰仁村のピーアールイベント、それからSNSを活用した情報発信等、20代の女性が共感する取り組みを通じて、若者の交流人口、それから観光のリピーター率、ひいては若者の移住も視野に入れた事業でございます。

その中でせんだってもありましたけれども、今帰仁村観光開発移住促進協議会が開催されたわけですが、これアンバサダー事業を展開するにあたって、採択の段階で幅広く関連する機関の意見を反映させることを前提、進めていくということで、それ採択の要件の一つともなっておりました。事業を進める上での連携とか、協議会の中で効果の検証、それからアンバサダーの提言に関する意見、活動の評価、そして今後の展開についても、これから行っていくということで、協議会は進めさせていただきたいという方向性でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 これすばらしくまとまっています。ゆっくり目を通してはいますがけれども、ぜひこれが無駄にならないようお願いしたいと思います。

前に村長は観光協会会長とも協議しながら、話しながらということでありますので、月に1回とかありますので、ぜひそのときはいろいろな話を詰めて、ひとつひとつできるのから進めてもらいたいと思っています。

次に行きます。今帰仁村子どもの貧困について。調査をやるということでありましたけれども、調査をマスコミ等で見てみると、嘉手納町、中城村、2016年今年から子どもの貧困に関するアンケートを実施するため、県の子供の貧困対策推進基金を活用して調査すると書かれています。県からの補助もありますので、ぜひそういう事業を活用しながらやってもらいたいと思っています。対策としては必要とする全世帯の小、中学生以下の入院とか、通院の医療助成、給食費の免除なども検討していると書かれています。給食費、私も前に区長時分に、給食関係の役員をしておりましたので、給食費を払わない子どももいます。けど取りにくいんです。ぜひそういう子たちが、学校に行きやすい体制づくりが給食費免除だと思っています。これ全員ではありませんので、関係するところ調べて、必要なところには、そういう免除、補助も必要だと思っていますので、村長の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時40分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 1番與儀議員のご質問にお答えします。

今の教育委員会のほうで就学援助制度を設けております。昨年、これまで1世帯につき1人の受給対象でしたが、昨年度から多子にわたる家庭につきましては2人までという拡大をしてきました。

それから今年度からこの就学援助に該当する家庭の全子どもに対しての就学援助を拡充してまいっておりますので、今後とも状況を見据えながら検討を重ねていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 いい答弁がもらえました。

これは貧困の調査実施をすれば見えてくると思っております。今はどこのどうというか、具体的には見えないと思っておりますので、詳しい調査をやれば必ず見えてくる場所がありますので、ぜひそういうところには手当をできたらと思っております。

次に、八重瀬町ではアンケートのとり方ですね。アンケートのとり方には保護者用と、小学生用と中学生用ということで、3種類作成して、回答は無記名ということでやっております。保護者用では家族の構成や就学援助を保護者が本当にわかっているか。取れるのかということ指導しているということで、就学援助の有無なども調査の対象、そしてその他詳しく、その他もろもろ詳しく聞きながら調査している状況です。子ども用ではアンケート用紙には、「困っていることはないかを調べるアンケートです」と。やさしく言っています。本当に今、困っていることがあるかどうかを調べる調査ですので、ということで書いてある状況です。今皆さんが頑張っていることや、「無料で勉強を教えてもらえる場所があれば利用したいか」などと、聞いている状況です。我々が今、いろいろと答弁もありましたので、さっきから教育長の答弁では、委員会で無料で勉強を教える場所もありますので、ぜひですね。そういうことも調査段階入れながら、本当に子どもの実態調査をしながら、じゃないと本当に子どもの教育はできないと思っております。学校も父兄だけが行くのではない。我々、議員も学校に見に行くべきだと思っております。ぜひだったら、学校の様子も見えてきますので、中身見えなければ、サポートのやり方がわかりませんので、ぜひ実態把握をしながら、見える形のサポートはできると思っております。ただやりましたではなくて、本当にこの人が必要なところのサポートをやるべきだと思っておりますので、ぜひそういう取り組みが今後やっていくのかどうか。村長にお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時44分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 1番與儀議員の質問について、ご説明いたします。

議員がおっしゃるように、基本的なスタイルとしての考え方でございますが、「子どもの貧困」という言葉は、極力避けた状態で、子どもの生活の実態調査ということで、今アンケート調査をする方向で、平成29年度に向けて、準備を進める予定でございます。内容につきましても、県や先ほどの八重瀬町とか、先進的に進んでいる市町村の内容も確認しながら、今帰仁村の子どもたちの現状をしっかりと把握できるように、調査票の作成についても、検討していくと。

今の現在の計画の中でも子どもたち向け、そして保護者向けという方向で、実際に今考えているところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 私が、嘉手納町、北中城村、八重瀬町と言ったのは、例えの話ですので、これを参考にしながら県の云々も参考にしながら編集をして、今帰仁版の調査方法でいいと思っておりますので、ぜひそういった方法で、本当に子どもの実態調査をしながら、じゃないと本当の教育はできないと思っておりますので、頑張ってもらいたいと思います。

次に、今帰仁村でも学費が払えず大学、短大、高等教育機関に通う学生が休学、退学などがあるかどうか。休学、退学、学校云々でやっている人がいると思っております。授業料が払えなくて、途中でやめたとか。今沖縄県でもいっぱいいます。沖縄県では、去年は230人が休学者、また別に41人が退学、金がなくて、払えなくて、もう学校に行けない状況です。特にひどいのが7大学と短大では奨学金を利用する学生が5割強いて、中には7割を超えた2つの大学もあるということで、今はこのような子どもたちを教育委員会を中心とした今帰仁村全体で、どうサポートしていくことができるかということ、どのようにそういう子どもたちをサポートできるかと思って、村長のお考えをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、與儀議員の質問が「今帰仁村でも奨学金を収入と認定し、生活保護の返還要求をやっているか」ということの質問だったので、それについてお答えいたしましたけれども、学費などが払えないで、大学を休学とか、あるいは退学したのが何名いるかということについては、村としては現段階では調査をしておりません。

村の行政、あるいは教育委員会の責任というのは、保育所から幼稚園、小学校、中学校までが、教育委員会、村の行政の責任でありますので、高校については、ちょっと調査とか、そういうのは村がなかなかやるということは難しいので、それについては把握をしていませんけれども、先ほどお答えしたとおり、奨学金を収入として認定をして、生活保護の返還要求をされたということはありませんということで答弁したとおりであります。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 このことについては、さっき村長から答弁がありましたとおり、今帰仁村はないと。これは那覇市はあったということでもありますので、これはあるべきことではないと思っております。金がないから奨学金借りるんだけど、この奨学金を収入とみなした場合は、この生活費からなくなりますので、絶対やってはいけないことだと思っておりますので、ぜひ統一にやってもらいたいと思っております。

次に、今帰仁村の奨学金の基金の増額は大体、いくらございますか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時50分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質問にお答えします。

現在の今帰仁村の育英資金の額なんですが、貸付している部分もあって、正確な数字はちょっと把握はしていませんが、1,000万円弱となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 1,000万円では私は足りないと思っています。私の調べたところ、学生の貸与資金は県外が2万5,000円、県内が2万円だということだと思っています。ぜひですね。村長、人材育成、未来に投資だと思って、人間づくりが大事だと思っています。

今、北山プロジェクトで、塾もしながら子どもを優秀な人材をつくっていますけれども、次の段階にいく段取りができないんです。ぜひ育英資金、基金の増額を検討してもらいたいと思っています。これ今は2万5,000円の倍、3倍と対応できたら、村のものは利息がありません。日本育英会は、利息があるんですよ。これで大学終えてきたけど、正規労働者が少なくて返還が難しくて、結婚もできない、将来の青図面が描けないということで、少子化につながっていると私は思っておりますので、ぜひ今帰仁村の子どもがそういう目に遭わないためにも、給付型でなくてもいいです。給付型は難しいと今帰仁村の財政は思っています。ぜひ貸与型で利息がないので、この金額をアップするためには、この育英資金の増額があるべきだと思っていますので、せっかく北山塾で優秀な子どもをつくったけど、上に行けない現状が見えてきますので、ぜひこれについて、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問にお答えいたします。

給付型でなくて、利息のない奨学金の増額についてですけれども、先ほど教育長から答弁いたしましたとおり、現在1,000万円弱だということですが、これはやはり財源をどうするかということですが、一般財源から投入するというのは、非常に厳しい状況でありますので、今ふるさと納税の中でも村にお任せしますとあります。そしてこれから、企業版ふるさと納税も人材育成などにも使えると私は理解しておりますので、そういうこともいろいろと検討しながら、こう多いにこしたことはないわけですから、これまで以上に努力をして、この奨学資金の基金をふやす努力をして、今、特に県外に行かれている大学生なんかからすると、金額はちょっと少ないと思いますので、増額できるように、この基金をふやす取り組みを強化していきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 村長からいい答弁をもらいました。ぜひこの議員の中にも、若い議員がいて、子育て真っ最中のメンバーなんです。今後そういうことになりますので。私たちも体験をしました。村の育英資金も彼らが子どもを育ててきました。今後、今帰仁村の若者が本当に自分たちの子どもを優秀な人材を育てるには、大学、高等教育に結びつけるためには、やはり先立つものがなければ、行かすことはできません。みんなそういう悔しい思いで先輩たちはやってきていますので、ぜひ今後、現在少子化でありますので、手当を考えるのが我々大人の努めと思っています。人間づくりだと思っています地域は。ぜひそういう取り組みで頑張ってもらいたいと思っていますので、以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時55分)

午 後

- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)
午前中の一般質問が終わりましたので、これから議案の討論、採決に移りたいと思います。
日程第2. 「議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。
これから「議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。
したがって「議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第3. 「議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。
これから「議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。
したがって「議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4. 「議案第43号 平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。
これから「議案第43号 平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第45号 建物の取得について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 建物の取得について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 建物の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「認定第1号 平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第9. 「認定第2号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第10. 「認定第3号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第11. 「認定第4号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を採決いたします。お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。(休憩時刻 午後1時49分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午後1時49分)

日程第12. 「陳情第2号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成28年9月30日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月23日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第2号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべき もの	県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費団体などが進めている活動である。地場産業発展の一番の近道が「県産品の愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第2号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13.「意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君

意見書第5号

平成28年9月30日

今 帰 仁 村 議 会

議長 東恩納 寛 政 殿

提出者 與 儀 常 次
賛成者 與那嶺 透
" 島 袋 誠

東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、
工事の即時中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、
工事の即時中止を求める意見書

沖縄防衛局は、参議院選挙投開票日翌日の7月11日早朝、ヘリパッド工事再開に向けた資材の搬入を行い、申請文書の手続きを合わせて進めた。

今回の東村高江での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、米軍が不要となった北部訓練場の一部を返還する一方で、訓練環境の刷新と、施設自体の最新化を図るねらいがある。この構図は、老朽化した普天間基地の返還をちらつかせた最新鋭の巨大軍事基地である辺野古新基地建設計画と同一である。一方で過重な基地負担による事件や事故に対して、県民総意で負担軽減を求めているにも拘らず、米軍の運用を優先し、米軍の都合のよい施設を温存強化する欺瞞政策と工事の強行は、県民を愚弄し、断じて容認できない。

また、東村高江の集落を囲むように米軍北部訓練場ヘリパッド建設が計画・強行されているが、既設のN4地区ヘリパッドにおけるオスプレイの夜間着陸訓練により高江小中学校の児童生徒が睡眠不足で学校を休むなど、住民生活や環境破壊、生態系破壊をも危惧され看過できない。

こうした中、全国から多くの警察官を動員し、抗議行動を制限するために違法に県道封鎖を行い検問したばかりか、免許証提示を行うなど違法な情報収集は、県民への抑圧であり、弾圧そのものである。表現の自由や基本的人権の侵害、憲法違反の観点からも到底容認できない。あろうことか政府は米軍属による女性暴行殺人事件を受け、再発防止パトロール要員を沖縄に配置と声高に公言したが、実際は県民の抗議行動を抑える業務に従事させるなど道義的にも許されない。

よって今帰仁村議会は、政府が辺野古新基地建設同様に東村高江に建設するヘリパッドにおいても耳を傾けることなく、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、建白書に基づきオスプレイの配備撤回及び米軍北部訓練場ヘリパッド建設を含む、新基地建設のための工事を直ちに中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 防衛大臣
文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事 沖縄防衛局長
沖縄県公安委員会委員長 沖縄県警察本部長

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 意見書第5号について、質疑いたしますが、これ地元高江の東村なんですけれども、東村自治体の首長はどのような認識をなされているのか。

それと過剰警備とあるんですが、具体的な説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 過剰警備は、皆さん一回一緒に行きましょう。現場を見ればすぐにわかりますので、私が説明するより、一緒に行きましょう。これでいいです。

東村の首長の意見は私に聞かないでください。伊集村長に私が電話して聞きますか。あした会いますよ。なんで代弁できますよ、私が。もう首長の意見を私に聞いても、私が答弁できないでしょう。私の意見は言えますよ。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 東村ではそういった意見書というのは、提出なされているのかどうか。わからないのか、わかりますかね。

それと先日、東村の村長とお会いしたところ容認ということを知りましたが、もう少し東村の動向を見て、これ出す、出さないは別として、もう少し様子、向こうとの連携を図って、出すタイミングを図ったほうがいいのかと思ったりもします。その辺、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 これは我々、やんばる北部、島ぐるみ会議のメンバーで協議をして、地元やんばるから声を上げていこうということで求めた文章です。大体同じ文章で各村回っております。東村もそういう形で出ていると思っています。否決された場合は、のらないでしょう。と思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから「意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取り扱いについて、お諮りします。
起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 異議がないので、そのように決定します。

それでは「意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書」を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 議長 東恩納寛政君 起立多数です。

したがって「意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書」については、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午後2時04分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ